

ID: 5378

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	清算人の選任			
法令名 根拠条項	商工会法 第53条			
法令番号	昭和35年法律第89号			
<p>【基準】 法第53条の規定による。</p> <p>(解散) 第52条 商工会は、次の場合には、解散する。 1 総会において解散の決議をした場合 2 合併した場合 3 破産手続開始の決定があつた場合 4 設立の認可を取り消された場合 (清算人) 第53条 清算人は、第52条第1項第1号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第4号の規定による解散の場合には経済産業大臣が選任する。</p>				
標準処理期間	30日			
備考	<p>(都道府県が処理する事務) 第60条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令〔昭和35年政令第149号〕 商工会法（以下「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの（全国商工会連合会に関するものを除く。）は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。 10 法第53条（法第58条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第16号） （市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。 別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (12) 法第53条の規定による清算人の選任 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 次表に掲げる市町村 </td> </tr> </table> <p>別表第2</p>		3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (12) 法第53条の規定による清算人の選任	次表に掲げる市町村
3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (12) 法第53条の規定による清算人の選任	次表に掲げる市町村			

・・・名寄市・・・

設定年月日	令和4年7月29日	最終変更年月日	令和 年 月 日
--------------	-----------	----------------	----------